

データ移行の作業について

1. 本資料の概要

別紙2 項番34の要件について、役務の範囲と必要な機能の詳細を示すものである。

2. 参照資料

なし

3. 留意点

本資料に記載されている機能の設計にあたっては、機構が提示するマッピング表の修正案について機構とともに検証を行い、移行仕様を確定させた上で設計を行うこと。

4. 詳細

4.1 データ移行手順と役務の範囲について

平成28年1月 先行稼働時の移行範囲は、個人番号管理サブシステム(1次)で利用するエンティティ及び本稼働時に経過管理・電子決裁サブシステムで必要となるエンティティのうち、現行システム(記録管理システム及び基礎年金番号管理システム)からデータ移行が必要となるエンティティも対象とする。現行システムからデータ移行するエンティティは、「表4.1 データ移行対象エンティティ一覧」のとおり。

データ移行要件については、基本設計成果物の新旧マッピング表を前提とするが、移行設計にあたっては、機構が提示する修正案を機構とともに検証を行い、新旧マッピング表の修正を行ったうえ、設計・開発等を行う。

表4.1 データ移行対象エンティティ一覧

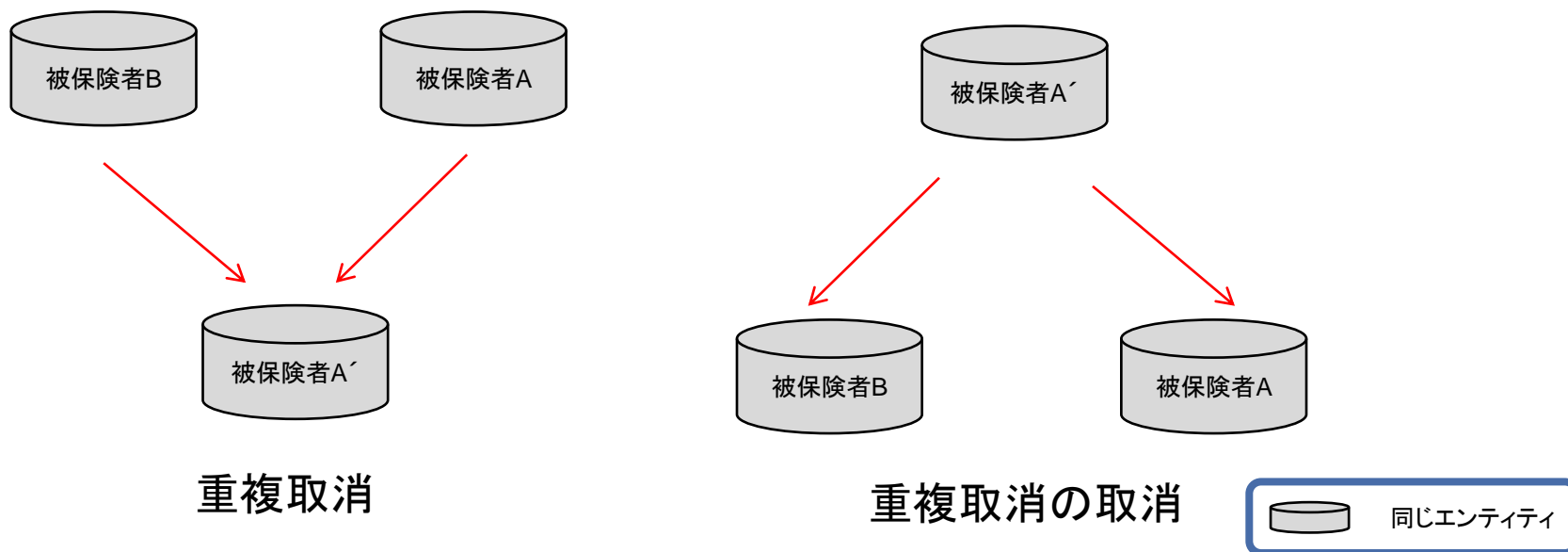
項番	ID	エンティティ名称
1	ZE00000001	被保険者・受給権者
2	ZE00000003	被保険者住所
3	ZE00000004	被保険者電話番号
4	ZE00000005	被保険者外国人通称名
5	ZE00000011	被保険者保有番号
6	ZE00000013	事業所・船舶
7	ZE00000026	加入情報
8	ZE00000084	金融機関
9	ZE00000085	金融機関支店
10	ZE00000087	通知事蹟
11	ZE00000116	船保健保整理番号払出
12	ZE00000155	所得関連情報
13	ZE00000173	疑重複整理番号管理
14	ZE00000382	基礎年金番号管理
15	ZE00000403	帳票管理
16	ZE00000701	クレジット会社情報

4.2 被保険者IDの発番について

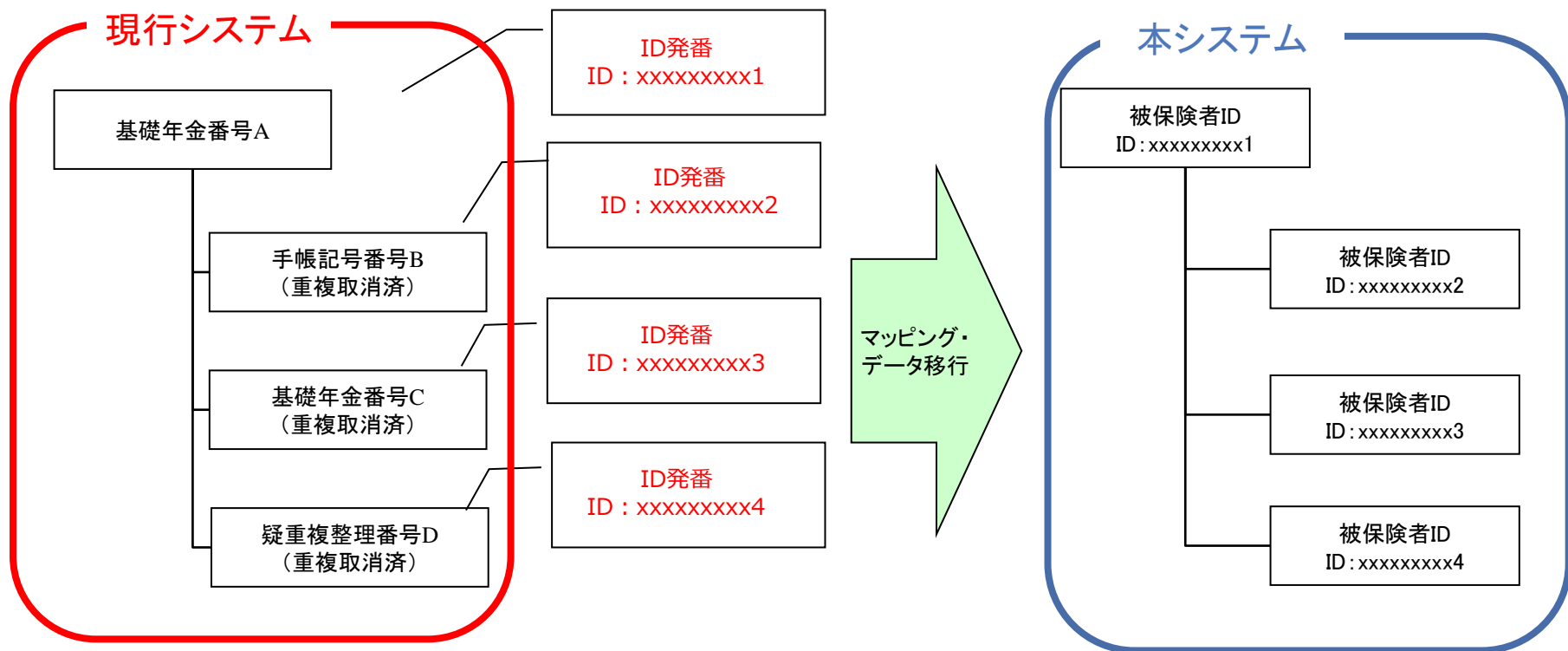
被保険者IDは、さまざまな年金制度への加入履歴を一元的に管理するため、システムで内部的に払い出す被保険者・受給権者毎の一意の番号である。被保険者IDは、現行システムで管理している基礎年金番号、手帳記号番号及び疑重複整理番号(以下、「基礎年金番号等」という。)に対して発番する。

なお、設計にあたっては以下の点を考慮すること。

- ① 現行システムで基礎年金番号等を統合する処理(以下、「重複取消」という。)やその取消処理があることから、それらの業務処理に対応できるように既に重複取消済みの基礎年金番号等についても被保険者IDを発番する。(重複取消済かどうかに関わらず全ての番号に発番する。)
- ② 基礎年金番号等を所有しない健康保険のみ加入の被保険者については、別途、被保険者IDを発番する。



各基礎年金番号等に対する被保険者IDの発番にあたっては、現行システムで管理されているそれぞれの基礎年金番号等の関係性を確保すること。



現行システムから本システムの稼働に必要な情報(エンティティ)の連携の流れを、「図4. 1 平成27年10月時点における移行の概要図」及び「図4. 2 平成28年11月時点における移行の概要図」に示す。

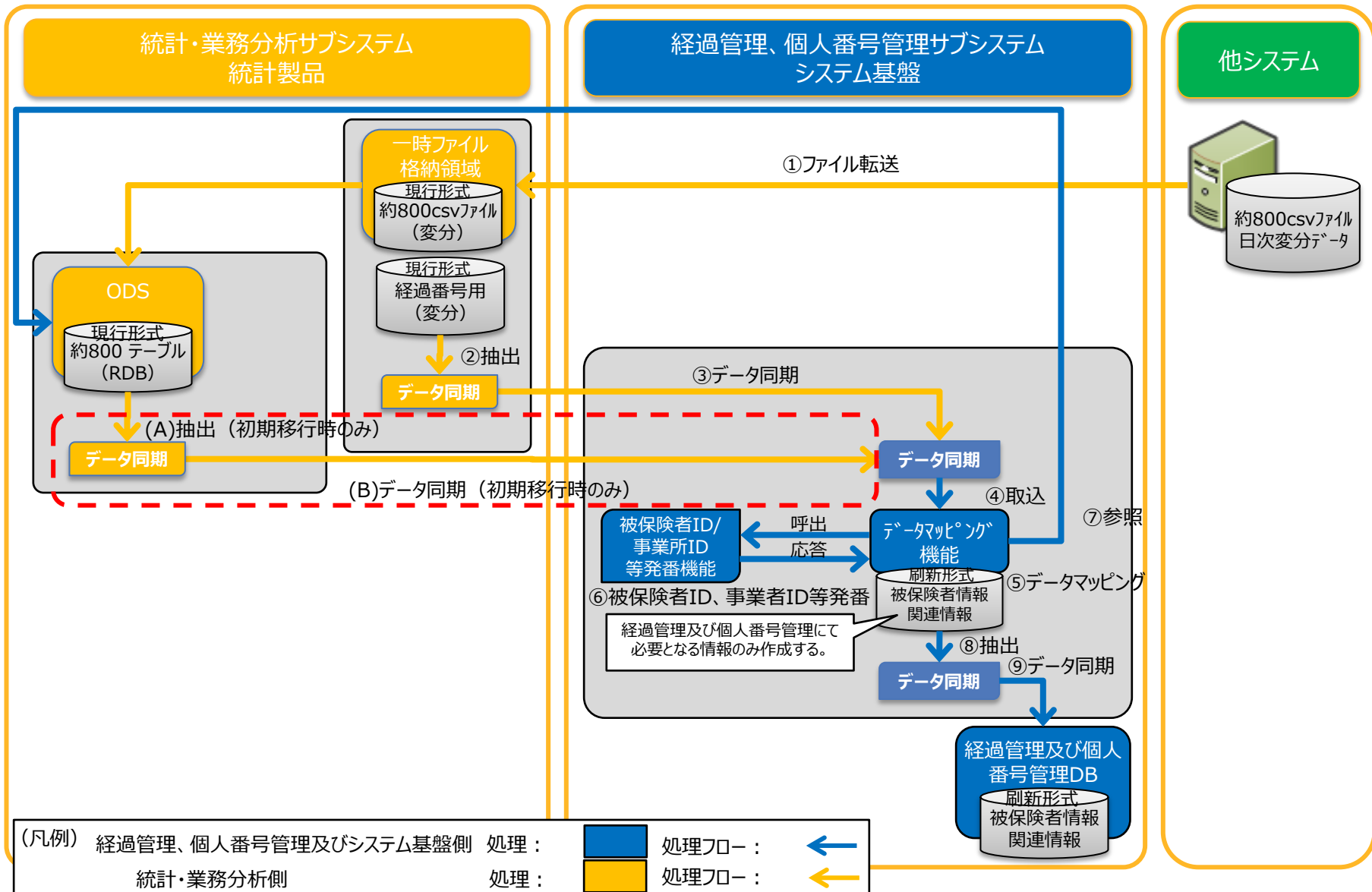


図4.1 平成27年10月時点における移行の概要図

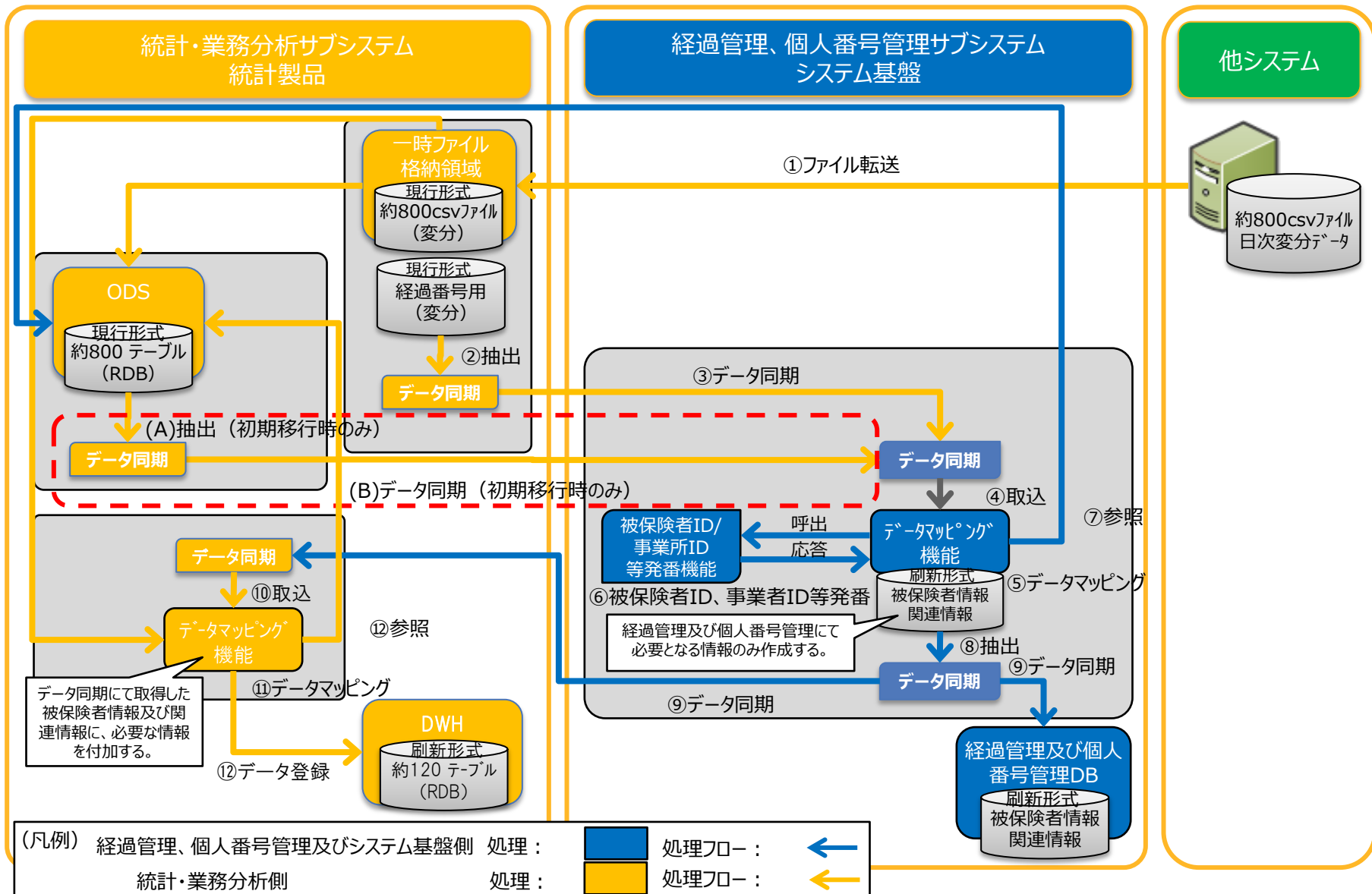


図4.2 平成28年11月時点における移行の概要図